○総務省告示第二十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の表左欄に掲げる無線局が使用する電波の周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。	［同左］
無線局 / 周波数	無線局 / 周波数
1　電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。） 周波数：718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,710MHzを超え1,750MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,625MHzを超え2,655MHz以下 3,400MHzを超え3,600MHz以下	1　［同左］ 周波数：718MHzを超え748MHz以下 900MHzを超え915MHz以下 1,744.9MHzを超え1,749.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,625MHzを超え2,655MHz以下 3,480MHzを超え3,600MHz以下
2　電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であって、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの 周波数：773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,805MHzを超え1,845MHz以下 1,860MHzを超え1,880MHz以下（注） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,625MHzを超え2,655MHz以下 3,400MHzを超え3,600MHz以下	2　［同左］ 周波数：773MHzを超え803MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,839.9MHzを超え1,844.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（注） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,625MHzを超え2,655MHz以下 3,480MHzを超え3,600MHz以下
［3・4　略］	［3・4　同左］
［注　略］	［注　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年二月二十八日までの間においては、表一の項中「1,710MHzを超え1,750MHz以下」とあるのは「1,710MHzを超え1,749.9MHz以下」と、同表二の項中「1,805MHzを超え1,845MHz以下」とあるのは「1,805MHzを超え1,844.9MHz以下」と読み替えるものとする。

○総務省告示第二十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十九第八項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百三十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備	二　［同上］
［1～6　略］	［1～6　同上］